

第 3 4 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 4 月 1 0 日（金）午前 1 0 時 3 0 分開会
2. 開催場所 旧久木野庁舎 2 階 集会ホール
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- 事務局長 片島 弘幸
- 事務局次長 吉弘 泰彦 ・係長 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 1 9 名、本日の出席委員は皆さん出席いただいております。南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>また、本日は農地利用最適化推進委員の方も合同の会議の予定でしたが、新型コロナウイルスの関係で、農業委員さんだけの会議とさせていただきました。</p> <p>それでは農業委員会憲章を皆様で唱和ということでございますが、今回はコロナ対策ということで中止とさせていただきたいと思っております。次回よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それでは、本農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。</p>
会長	<p>今、農業委員会憲章ということで、皆立って言おうかというような雰囲気だったと思いますが、本当に安心しております。農業委員会も、ある委員さんから今日は農業委員会はありますか。というような声もありましたけれども、転用などいろいろありまして書面議決ではいけないようなこともありますので、久木野庁舎ということでご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>では早速始めさせていただきます。只今から第 3 4 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名委員に 1 4 番 村上豊彦委員、1 5 番 宮崎明委員を指名し</p>

	ます。
議長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字田久保 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 所有権移転贈与です。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字原口原 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 所有権移転売買です。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字南松田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 所有権移転売買です。 番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の山の上 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 所有権移転売買です。 番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字北久保 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m² 外1筆 計2筆 m² 使用貸借権利設定5年です。 番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字入佐内 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外2筆 計3筆 m² 賃借権設定5年です。 番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字西の切 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外2筆 計3筆 m² 使用貸借権利設定5年です。 以上7件、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p>
8番	<p>議案第1号1番、2番について8番の岩本が説明いたします。1番の譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。この方々は でございまして何ら問題はないと思われ ます。所有権移転贈与となっております。 2番の譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の土地の近くに譲渡人の土地があるということで売買がなされております。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
3番	<p>議案1号3番につきまして3番の宇藤が説明いたします。譲受人、譲渡人は記載のと おりです。中松の基盤整備時代から譲受人が、管理されていましてけれども譲渡人が施 設に入所されまして管理ができないということになりまして、所有権移転売買が成立し ております。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
13番	<p>議案第1号4番について13番の市原がご説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の 状況は記載のとおりです。譲渡人のほうが高齢で管理がもうできないということで譲受 人のほうが以前から耕作されていましてので所有権移転売買として申請が上がって います。よろしくお願ひします</p>

16番	<p>議案第1号5番につきまして、16番の藤原が説明いたします。譲渡人、譲受人並びに申請地は記載のとおりです。■■■と■■■の関係で地元に戻ってこられて農業をしたいとこのことで使用貸借権利設定5年で申請されております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
11番	<p>6番、7番について11番の古澤がご説明申し上げます。6番については譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は譲渡人の■■■にあたる場所です。今回新規就農者として■■■■■の後を頑張って継ぎたいということで申請されております。賃借権設定5年です。何ら問題はないと思っています。よろしくお願ひします。</p> <p>7番については譲渡人、譲受人は記載のとおりですが今までも耕作をされておりました。今回新たに申請をしたいということで使用貸借権利設定5年の申請が上がっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議長 異議なしということで採決に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、第1号は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>事務局 朗読いたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字一町畑 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的 資材置場 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字笹尾 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 店舗・駐車場 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字田坪 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 一般住宅 転用所有権移転無償となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字道下 ■■■番 ■■■ 地目台帳 田 現況 雑種地 面積 ■■■㎡ 転用目的 資材置場・現場事務所 転用賃借権設定移転となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字西所原 ■■■番 ■■■ 地目台帳田 現況 雑種地 面積 ■■■㎡ 転用目的 資材置場・現場事務所 転用賃借権設定移転となっております。</p> <p>以上5件、ご審議よろしくお願ひ致します。</p>

議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
8 番	議案第 2 号 1 番について、8 番の岩本が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方は高齢で施設に入っておられまして、譲受人の方が土地を資材置場として申請が出されております。場所は■■■■の■■の道を上った■■■■のすぐ上のところでございます。転用所有権移転有償となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
9 番	議案第 2 号 2 番につきまして 9 番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は■■■■さんを経営されておられまして、お店兼住宅でやっておられますけれどもお客さんがここ数年非常に多くなりまして駐車場が足りない、お店も拡張したいということで隣接であります譲受人の方とのお話がまとまりまして、今回合意に至っております。店舗兼駐車場ということでございます。転用所有権移転有償でございます。給排水等も何ら問題はございません。場所につきましては、■■■■から■■■■方面に参りますと、■■■■がでございます。■■■■から南に■■■■ほど上ったところでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
15 番	5 条の 3 番を 15 番の宮崎が説明します。譲渡人、譲受人、所在地は記載のとおりです。譲受人は現在■■■■で■■■■に住んでいますが、子供が大きくなり家が手狭になったので今回■■■■の■■■■になっていました譲渡人の土地に住宅を建てることになりましたので今回、贈与による無償で転用所有権移転を申請されましたのでよろしく願いいたします。
18 番	議案第 2 号 4、5 について 18 番の荒牧がご説明します。この案件は震災による南阿蘇鉄道のトンネル工事が終了し、次の段階の撤去工事に移ることになり継続して申請土地の賃借権設定を別の会社と結ばれることになりました。これまでと同じく資材置場・現場事務所として使用されます。何ら問題ないものと思われまして。ご審議よろしく願いいたします。
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。異議がないようなので採決に移ります。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決します。</p>
議長	続きまして議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請についての新規案件のみ審議します。事務局の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について

番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字西鶴 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字南古閑原 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字小池鶴 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外2筆 計3筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字境谷 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字川地 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 外14筆 計15筆 ■㎡ 使用貸借権利設定10年です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字上松崎 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字中東原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号9：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字入佐内 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外3筆 計4筆 ■㎡ 使用貸借権利設定5年です。

番号10：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字四の小石 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外2筆 計3筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号11：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字佐敷 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字佐敷 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号13：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字広瀬 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号14：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字広瀬 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年 相続権者同意書有となっております。

番号15：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字加勢 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号16：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字加勢 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 賃借権設定5年です。

番号17：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字岸野下 ■番 ■

番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外5筆 計6筆 ■㎡ 農地中間管理機構10年です。

番号18:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字駒比 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 農地中間管理機構10年です。

番号19:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字駒比 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 農地中間管理機構10年です。

番号20:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字駒比 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 農地中間管理機構10年です。

番号21:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字駒比 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 農地中間管理機構10年です。

以上新規案件21件、ご審議方よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。1番、2番が古澤勝康委員の案件ですので先に審議します。古澤委員は退席をお願いします。では、1番、2番の地元委員の説明をお願いします。

10番 議案第3号1番、2番につきまして10番の佐藤が説明いたします。譲渡人、譲受人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりでございます。1番2番とも耕作ができないということで今回の申請があがっております。譲受人につきましては皆様ご存じのとおり、農業もされておりますし、認定農業者でもあります。大変大規模経営をされております。安心して任せられるということで今回の申請があがっております。賃借権設定5年で申請があがっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では審議に移ります。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。では議案番号1番2番経営基盤強化促進法の許可申請について異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め1番2番は原案どおり可決します。それでは3番から地元委員の説明をお願いします。

8番 議案第3号3番、4番について8番の岩本が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方は今まで別の人に耕作を頼まれておりましたが、今回譲受人の方が正式な契約を結ばれるということになりました。経営規模拡大を図っておられる方で何ら問題はないと思われま。それぞれ賃借権設定5年となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

6番 5番についてご説明いたします。申請の土地、申請人につきましては議案書記載のとおりでございますが、この農地の案件につきましては ■の ■でございます。農地15筆、使用賃借権設定10年でございます。ご審議よろしくお願い致します。

3 番	<p>議案 3 号 6 番、7 番につきまして 3 番の宇藤が説明いたします。6 番は譲渡人、譲受人記載のとおりでございますが、譲受人は長陽地区で耕作されておりましたけれども今度の■■■■で■■■■を植えて販売するという人でありまして、新規就農者で賃借権設定 5 年となっております。7 番につきましては譲受人、譲渡人記載のとおりでございますが譲受人は今まで耕作されておりました今度正式に賃借権設定 5 年が上がっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
6 番	<p>8 番についてご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人の方につきましては、以前から農家をしておらずサラリーマンでございますが、今まで耕作をされていた方がもう高齢でできないということで、今回新しく畜産農家の方との契約をされております。賃借権設定 5 年でございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>議案 3 号 9 番について 1 1 番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齢のため耕作できないということで、譲受人も■■■■ですが■■■■もしっかりしておられまして大規模経営で非常に元気で頑張っております。何ら問題はないと思います。使用賃借権設定 5 年です。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
1 2 番	<p>議案 3 号の 1 0 番につきまして 1 2 番の興呂木が説明いたします。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人の土地は別の人が今年の初めまでは作っておられましたが、戻されましてその土地が荒れても周りが迷惑するということで譲受人の隣の土地になります、そういうことでしたら私が作りますということで今度、賃借権設定 5 年の契約がなされております。よろしく申し上げます。</p>
1 3 番	<p>番号 1 1 番、1 2 番について 1 3 番の市原がご説明いたします。譲渡人、譲受人並びに土地の状況については記載のとおりでございます。今まで譲渡人の方は両方ともに違う方が耕作されておりましたけれども、もうできないということで新たに譲受人の方との賃借権設定 5 年と申請が上がっております。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
1 8 番	<p>議案第 3 号番号 1 3 番、1 4 番、1 5 番、1 6 番について 1 8 番の荒牧がご説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。すべての譲渡人が農業ができない状況であり、譲受人との間で 5 年の賃借権設定が結ばれることとなりました。譲受人はもともと新規就農者で自然栽培米で水稻作付面積も規模があります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号番号 1 7 番から 2 1 番について事務局より説明いたします。この案件はすべて農地中間管理機構を通しての貸借となります。</p> <p>1 7 番については譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。これまで譲渡人の方が耕作されておりましたが、体調が優れず耕作が難しいということで中間管理機構を通して法人に貸し付けされます。</p> <p>1 8 番から 2 1 番についても譲渡人、譲受人、土地の状況は議案書記載のとおりです。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>こちらの4件につきましてはこれまでも公社を通して担い手2名の方が借り受けされていたところですが、5年を経過し更新されるにあたり今後は使用貸借で契約をされるということになりましたので以前の賃借を解約して新たに使用貸借での契約という形になります。以上ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議に入ります。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので採決に移ります。3番からの経営基盤強化促進法の許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1:すみません。所有者と書いておりましたが、この方は申請者になります。</p> <p>申請者(議案書)記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字三の山の上 ■■■番 ■■■ 地目台帳 田 現況 山林 面積 ■■■㎡ 外11筆 計12筆 ■■■㎡ 農振区分 農振白地 現在の土地の状況 竹及び雑木が繁茂し15年以上耕作の実態がありません。現況確認日 令和2年4月3日 農地・非農地の判断区分 非農地と判断しております。以上1件のご審議をお願いいたします。</p> <p>今日資料を配布した中に参考資料を席に置いておりましたので見ていただけますか。</p> <p>担当委員に地元委員さんのお名前を書いておりますがこちらで確認させていただいておりますので、あわせて説明させていただきます。</p> <p>この案件は、農地の所有者は亡くなっておられ、相続人である息子さんが農地の管理ができないということで事務局に相談に見えました。今回申請いただいている農地の場所を確認したところ山林に囲まれており、今後農地としての活用は困難であると判断しましたので、非農地化の申請をご本人から出していただいた案件になります。場所につきましては、別紙に参考資料をつけておりますが、■■■庁舎から言いますと、■■■の手前を■■■に■■■mほど上り、その道から■■■mほど山の中に入り込んだところになります。全体の地図では少しわかりづらいかもしれませんが周辺はすべて山になっておりまして今後農地としての利用は不可能と判断しましたので、ご審議をよろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p>

委員	今日現地を見てきましたが、植林地があり、その辺の区分けをしたら認めてもいいと思うが、その辺を一緒に認めるわけにはいかない気がする。もう一回現地と照らし合わせて分けてしたらどうかという判断をしております。
委員	今朝見てきたが、範囲の中にとっても大きな杉の木がありますよね。だからそれは今度、非農地化として出すより荒れ地と山林ははっきり分けて荒れているところだけを非農地化して、山林の方は正式に地目変更で出してもらわないと、植林したところは今まで非農地化できないというような最初の流れだったので少し問題ではないかと思えます。久木野がこれを通したのならば問題が出る。
委員	難しいと思う。山林のところは非農地化しないと言っていた。面積も結局1町7反ぐらいある。だからあまりにも広くはないか。それで植林してあるものだから、それが違法性があるのでできないというところです。
委員	写真にある土地は元は畑だったというのははっきりわかる。ここと植林したところ全てはできないということですよね。この畑の写真の場合には、もとは山の中の畑なので申請者が■■■■の■■■■をして、農業をするような人ではないですもんね。親父が作っていた頃から、人にあげたほうがいいと言っていたような人間なので自分でまずしようという気は全然ないので、これがまた人に頼んでもまず作るような人はいないんですよ。だから非農地化するという事はわかるが、そこをちゃんと植林してあるところと荒れているところを区分して荒れているところだけを非農地化したらどうかというような提案です。
事務局	はい。持ち帰らせていただいてもう一度事務局で協議したいと思います。
委員	植林してあるところを始末書添付か何かで外してしまうといけないかなと。
事務局	転用ということですよ。
委員	ちょっといいですか。今度の件は県にも聞いたのか。
事務局	いいえ。聞いておりません。
委員	今までは植林したところは始末書でも通さないという話だった。
事務局	そうでした。そうすると農地として残すしかないという判断になりますよね。
委員	こちらからも県にどうかしてくれという願いをしているが、なかなか通してくれないので、それで通してくれるのであればだいぶ先に明かりが見えるかなと思うが。
委員	今は植林したところを伐採して転用するのは県はだめというのか。
事務局	大体は元の農地に戻してからでないかと許可はでないということだった。

会長	<p>会長からの意見を求められましたが、私も現職としておりましたけれども、基本場所によって農地があるところについては植林がしてあっても転用を認めない。農地も何もないところ、迷惑がかからないところは転用で始末書付きで転用してもいいだろうということになっておりました。今回の話は農地で植林してあるところは人間の手が加わっているのだめだろうと。荒れているところについては非農地でよかろうという案件は変わっておりません。ただ、言われるように人間の手が加わったところについては始末書で4条転用していただきたいという要望はしておりました。だから今回農業委員さんと事務局の間で話されるのは今後、今言われたように白水では認めた、久木野では認めなかったという案件が出てきますが、その分はここでいうのでしょうかという判断をまとめた、まとめもできないかもしれないが、この分については、事務局の言うとおり、手が加わっているところについてはできない。始末書でという考えを持つのか、今回臨機応変にあまり厳しく縛ってしまうともう今となっては農地もどこも荒れてしまっておりますので、あんまり厳しくしてしまうと今度は転用ができずに農地はそのままずっと残ったままになります。後々相続関係色々出てきますと、どうにも農地で許可を受けなければならないのでずっとそのまま荒れたままになったりする可能性がありますのでその判断を今後どうするのかということは話しておいたほうがいいのかなという気持ちです。</p>
委員	<p>転用は始末書添付でできるということですか。</p>
事務局	<p>転用はできます。始末書添付で県が認めて場所次第ではできます。場所次第ではできないところもあります。</p>
会長	<p>県による現地の確認はあるのか</p>
事務局	<p>非農地化はありません。転用はあります。</p>
委員	<p>これで通るならば私たちも通ったほうがいいと思う。通らないといつまでも...</p>
事務局	<p>山の中の農地は外していかないと、今回非農地を進めていく段階で他にも見に行っていたところもあると思いますけれども、植林してあるところがあります。でも山の中の一角の農地というのはどうかということで、今回上げさせていただきましても委員さんのそういう判断であれば、また持ち帰って検討させていただくということにしたほうがいいですか。</p>
委員	<p>先ほど農業委員会のほうで決めたほうがいいということで話しましたがけれども、非農地設定は農業委員会に9割任せてしまって、農業委員会が許可すればある程度の法務局は認めます。だから、今回非農地にするのに、山林はどうするのか荒れているところは認めるのかという判断はここでされても多分法務局は通ります。だから、農業委員会で厳しく制限するのか植林したところは今までだめといわれていたので、それを緩和した形で今回場所的に見て、今回のようなところについてはしょうがない。この面積は大きいですが地目変更登記は9割通ります。</p>
会長	<p>農地の確認は法務局がする。だからあまりどんどん非農地化すると法務局が南阿蘇農</p>

	業委員会は少し緩いなと思いはじめると言う話が以前はあった。ただ農業委員みんなが認めれば私はいいと思う。
委員	最終的には、ここで非農地化しましょうということで決まれば法務局は見に来るといことか。
事務局	現地を確認に来るか、現地写真の確認で済むかです。村が非農地証明を本人に出して、本人がそれを法務局に持っていかれるのですが、地目の判断は法務局がされるので山林なのか原野なのかというのを法務局が最終的には判断されます。
委員	非農地は法務局、転用は県が来るのか。
事務局	転用は県が確認してまた法務局に行きます。
会長	植林がしてあるところは県が見に来るので転用は難しいと思う。 そこがさっき長陽、白水、久木野といったところ。私たちが見たところは植林していても県が見に来た、しかし農振外れて転用も県がいいように言っているのだから。
委員	植林が周りが何もなくてそこに少しだけ植林してあるのならいいのだが、山になるほど植林してある、そういう見解を現在のこの農業委員で良いか悪いかを判断して、1件試しでやらせてもらって通るならば、そういうところはどこにでもあるだろう。
会長	私たちが判断しかねたのは今までがそういう案件を通してきていないものだから、簡単に私たちが認めるわけにはいかない。今後に関わる大きな問題だから全体で討議して今言われたようにこのままで全部を県にあげて通るなら、そういう感じでやってみるのか。
委員	今話の中で、もう少し情報を集めてからどういう状況ならどうするのかそこまで話を決め、上げるか上げないかを決めたほうがいい。様々な状況が考えられるのではないか。ここで上げてもいいが、前の回で上げているではないかと言われたならばそのときの言い訳がない。あそこはこうだったのでこうしてあげました。という基準をきちっと決めないとただ単に上げてみて通るではいけないと思う。
事務局	基本的には山に囲まれた農地という事で事務局は考えました。ですのでその中で荒れたところと植林のところをまとめて非農地できるのか、やっぱり荒地だけ、植林してあるところは転用にもっていかないといけないという方針にするのかをこの総会の中で協議していただければこちらも対応したい。
委員	だからどちらにしてももう少し話し合いをしたほうがいいのかと思う。
委員	だから現状を見て今回は田がある。このところがおそらく山じゃないところだと思う。今回ここだけをあげてはいけないだろうか。
事務局	村全体にこういうところはあると思う。久木野は特に山に囲まれていることが多い

	い。
委員	外すべきところは外していかないと人・農地プランも達成しない。
委員	外すのは外すでいいが、ある程度の基準を決めておかないと何もかも外すではどうにもならない。
会長	前回までは事務局任せでしていた。
委員	例えば、隣接地の人の許可とか。いろんな事例を想定して条件を付けておくと縛りがきくということ。せめて今回の事例は植林してあるところだけの非農地化じゃなくて荒れている土地があるというのが一つの救いではある。
事務局	本当は今月は推進委員さんが一緒ならば、また別の非農地を見てという計画でもあった。今後も非農地化と出しているデータを基に進めていきたいと考えているが、今回は少し違い、本人が申請に来られて事務局として判断したところだったので、その基準が決まっていなかったところだった。事務局としては四方が山林に囲まれて、そして荒れているところというのは農地としての復元は無理ではないかというところで判断して今回議案として出させていただいた。
事務局長	昨年から非農地化につきましてはご説明させていただいているかと思いますが、基本的には植林地はやはり非常に問題があるかとは思いますが、長野も申し上げましたとおり事務局といたしましては山の中にも田畑の地目が残っております。植林がしてあるところも多々ございます。ほかの地域も。このような山林の中で植林もしてあるようなところはもう田に戻るようなことがないようなところにつきましては植林地でも非農地化をさせていただきたいと考えております。ただ、先程もお話がありましたが、始末書添付でできる分につきましては確認をさせていただきたいと思っております。基本的には事務局といたしましては山の中、山林のところは、ただ、山際のところで植林されているようなところで農地と隣接しているようなところははっきり言って非農地化できないということで考えております。それに加えて農振農用地域につきましても非農地化はできないというふうに考えております。それと農業委員会が非農地化として判断しまして、各所有者の方にも通知、あるいは関係機関にも通知を差し上げますが、最終的にはその所有者の方が地目変更をしなければ地目が山林には変わりませんので、その時に法務局は確認作業をするという形になります。ただ農業委員会といたしましては、非農地化を行った場合には農家台帳から削除されるという形になります。そのあたりは間違えないようお願いしたいと思います。地目の変更はあくまでも所有者、地権者の方が法務局で行っていただく。その通知書をもとに行っていただくという形で、最終的には法務局の判断になるかもしれません。農業委員会としましては農家台帳からその分が減る形になりまして、そのあたりを農業委員会が管理する部分が出てくるという形になります。今回の案件はまた審議をさせていただいて基本的には始末書添付でできる分につきましては始末書添付等々の確認をさせていただきたいと思っております。
委員	するのはしてもいいと思う。ある程度の基準を決めておかないといけない。

事務局	そのあたりの基準を整理したいと思います。
議長	みんなが見て回って判断をしてそして非農地でないといけないといったところに事務局任せのような感じで事務局が判断していた。だから今度も先程言われたように一度持ち帰って、また色々調べてどういう基準がいいのかという形でしてもらうか、通すかの判断なのでもう地元委員が見て回ってこれはというときは今回のような感じでちょっと持ち帰ってということをするか、みんなが認めるというときには通していくか。
委員	ある程度どこかで線を引かないと。何かを決めないと例えば私がそれをしていてなぜうちのは非農地化にしないのかと言われた時になんと言い訳をするのか。事務局が見たのでそれでいいという話はできない。事務局の判断でした、ではその判断の基準は何かと言われた時が何も言えない。
事務局	基本的には本人さんからの申請という形にさせていただきたいと思っていますので、本人がここはもう農地としてできないという申請が上がってからのので最終的には非農地をするかはまたこの中で審議していただく形になる。
委員	山も一緒にあるので別々ならばもうそれでいいという話。別に出せば、それなら非農地化別にそれでいいのではないか。
議長	別々にした時に転用がすぐにできるような雰囲気とする山なのか。今後に関わる問題なのでまとめてできるならまとめて申請したほうが良い。ある程度話し合いはしておかないとこれが一番多い問題なので、だから何もかも認めるわけにはいかない、ではここまで線引きするというのも難しいが、議論はしておかなければ、今後あそこは認めてここは認めないじゃないかという話も出てくるからもっと議論していいと思う。そうでないと難しい。
委員	だから農業委員さん、各地区におられる人たちが1人2人でなく5、6人はいるのでそこでこれは無理と思った場合は無理ではいけないだろうか。農地にも戻らないというときは決議していく。そうやっていかないと高齢化になって誰も作らない。
委員	前向きにならないといけない。農地に戻せと言われても植林してあるところも農地に戻るはずがない。先程も言ったようにこの場合には植林してあるところだけの農地を非農地化しようとするものではない。その非農地化したい土地の中にたまたま手にかけて植林してあるところがあります。その代わりその植林してあるところで大きい木もあり、そういうのも一緒にいいのかという問題だったのでここに出た。だからそれも含めてここでいいというのならそれが一番いいと思う。非農地化しましょう。
委員	四方が山林でもう戻らないと決まった場合のみは認める。例えば全部が農地でここだけというのはできないから。
委員	何も提言もしなかったらもう簡単に賛成で終わっているのかもしれないが、まだ他の地区があって申請があったときに仮に見て久木野は通したがうちはできないのかというような問題が出ないとも限らないので、一回話し合ったほうがよくはないかというこ

	とで朝の話になった。
委員	他の地区の農業委員さんが仮に見られたときにこんな木が植林してあるのに非農地化したのかと言われなくても限らないのでちゃんとしておいたほうがいい。
議長	今役場にもドローンがあるという話なので全体像をドローンでも写したほうがわかりやすい
委員	だから、面積が1町8反ぐらいあるが、そのうち植林してあるところが半分以上と思う。
委員	この非農地化は山林が植わっているというわけではなくて、農地復元不可能ということが原点になっている。絶対不可能が基本になっているのだから今農業委員さんが言われていることをおおざっぱだが、そこを基準に今後したらどうか。だから皆さんで意見を出し合ってもらい、そうしないと基本が農地復元不可能の土地について非農地設定しましょうという話だから。そう考えてはどうでしょう。
議長	事務局が持っている基準のとおりでよくないか。申請して通ったとする。それをモデルに農業委員で見に行って、こういう感じまでは非農地化しましょうというのを見せて現況確認をしたほうが良いのではないか。
	以下レコーダーの 1h08m32s から
議長	農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議がない方といたしますか、今回は出しましょうという賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成と認め議案第4号は原案通り可決します。事務局は頑張ってください。
議長	以上で議案の審議は終了致しました。5月の総会の日程を決めたいと思いますが、5月11日月曜日でいいですか。 次回の農業委員会憲章の指揮は、検討します。 なければ何か事務局からございますか。
事務局	毎月のことですが、また活動記録簿の提出をお願いいたします。あと3月分までの記録簿をまだ提出されていない方はお早めにご提出をお願いいたします。あと、農業会議から農業会議だよりとのうねんが届いておりますので配布しております。お目通しをお

<p>事務局長</p>	<p>願います。先ほどの続きで非農地見に行ったところを本人さんから申請書を書いていただくように準備をしたんですが、合同会議にしますか。</p> <p>前回見ていただいたところの全部事項証明書等を取りましたけれども、非農地化を進めるところについては所有者から申出書を出していただくようにしております。ただそれは農業委員さんが持っていかれて個人さんに書いてくださいと伝えていただく必要がございます、コロナの関係でそのあたりは控えさせていただければなと思っておりますので、またある程度落ち着きましたらまたお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にありませんか。</p>
<p>11番</p>	<p>終わったならば最後に一言いいですか。私から農業委員会には関係ありませんが、再生協議会で交付金の申請について阿蘇南中央支所の2階で聞き取りをして申請を受け付けておりましたが、今日からコロナ関係で中止をいたしました。この後の期日についてはまだ未定ですが、ある程度判断をしてまた行っていきたく思います。現在事務局長不在です。非常に県との連絡が難しい状況です。いろんな渡し物などにも対応しながらやっております。そのあたりの連絡も難しいこともありますけれどもおそらく県もこういった事情ですのでそのあたりは認めてもらえると思っております。何卒よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>長くなりましたが、以上を持って第34回南阿蘇村農業委員会を終了します。</p>

7. 閉会時刻 時 分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

番

番